

事務連絡

令和元年8月2日

都道府県・指定都市市民活動担当課 御中

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付  
参事官（共助社会づくり推進担当）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による特定非営利活動促進法の一部改正について（通知）

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただきありがとうございます。

標記について、令和元年5月31日に公布された、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律により、下記のとおり特定非営利活動促進法の一部が改正されることとなりましたのでお知らせいたします。

この改正による特定非営利活動促進法の新旧条文については別紙をご参照ください。

#### 記

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）（抄）

#### 附 則（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特定非営利活動促進法の一部改正）

第五十三条 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用）」に改め、同条中「の規定による申請及び同条第二項」を「（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項」に、「第二十五条第三項の規定による申請」を「第二十五条第四項の規定による提出」に、「第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請」を「第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出」に、「第四十四条第一項の規定による申請」を「第四十四条第二項（第五十一条第五項、第五十八条第二項（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出」に改め、「、第五十一条第三項の規定による申請」を削り、「、第五十六条」を「並びに第五十六条」に改め、「、第五十八

条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請」を削り、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「同法中」を「同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中」に、「とし、同法第十二条の規定は、適用しない」を「とする」に改める。

**【参考】**

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（概要、本文・理由、新旧対照表）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/hourei/digital.html>

以上

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付 参事官（共助社会づくり推進担当） 担当 和智永、黄川田、豊島 Tel 03-6257-1517（直通）
--